

○御前崎市空家等バンク実施要綱

(令和2年3月27日告示第65号)

(趣旨)

第1条 この告示は、御前崎市内の空家等の情報を提供することで、空家等の活用の促進を図り、地域の活性化及び空家等の増加抑制に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で市内に所在するものをいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却又は賃貸等（以下「売却等」という。）を行うことができる者をいう。
- (3) 空家等バンク 空家等の売却等を希望する所有者等から提供を受けた当該空家等に関する情報を登録し、空家等の利用を希望する者に対し、市ホームページ等において提供する仕組みをいう。
- (4) 指定団体 宅地建物取引業による物件調査及び静岡県耐震診断補強相談士が実施する耐震診断を行う、市が委託する団体をいう。

(登録条件)

第3条 空家等バンクへ登録することができる空家等は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 老朽、損傷等が著しい空家等でないこと。
- (2) 空家等バンクへの登録に支障となる権利が設定されていないこと。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく差押えを受けていないこと。
- (4) 所有者等が複数の場合、全員の承諾を得ていること。
- (5) 所有者等が御前崎市暴力団排除条例（平成23年御前崎市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) その他市長が空家等バンクへの登録が適当でないと認める空家等でないこと。

(登録の申込み)

第4条 所有者等が、空家等バンクへの登録を申込み場合は、空家等バンク登録申込書（様式第1号）及び空家等バンク登録カード（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 空家等の登記簿謄本の写し
- (2) 固定資産税課税明細書の写し
- (3) 建物の図面等
- (4) 空家等の外観及び内観等を撮影した写真
- (5) 所有者等の本人であることを証明するものの写し
- (6) 建物と敷地の所有者等が同一でない場合又は建物若しくは敷地の所有者等が複数である場合は、申込者以外の全ての所有者等による承諾書（様式第3号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(登録の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により空家等の登録の申込みがあった場合は、予算の範囲内において次に掲げる内容を実施し、審査の上、登録の可否を決定するものとする。

- (1) 指定団体が実施する物件調査
- (2) 指定団体が実施する耐震診断（昭和56年6月以前に建築された旧耐震基準の建物を対象）

2 市長は、登録の可否を決定したときは、空家等バンク登録（不登録）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(登録の期間)

第6条 空家等バンクへの登録の有効期間は、登録の日から起算して3年が経過した日の属する年の12月末日までとする。

2 登録の決定を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、当該登録の有効期間の満了の日前3月から当該有効期間の満了の日までの間において、空家等バンク登録期間更新届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(登録の変更)

第7条 物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空家等バンク登録事項変更届出書（様式第6号）に登録事項の変更内容を記載し、市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 物件登録者は、空家等バンクへの登録の抹消を希望するときは、空家等バンク登録抹消届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録された空家等が次のいずれかに該当したときは、当該空家等を空家等バンクの登録から抹消するものとする。

- (1) 前項の規定による届出があったとき。
- (2) 空家等バンクに掲載されている空家等について売買等による契約締結の連絡を受けたとき。
- (3) 登録した日から起算して3年が経過した日の属する年の12月末日が経過し、第6条第2項の規定による更新がされないとき。
- (4) 物件登録者が偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (5) 当該空家等について、老朽、損傷等が著しくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

(利用申込等)

第9条 登録された空家等の購入又は賃借を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空家等バンク利用申込書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長へ提出するものとする。

- (1) 利用希望者の本人であることを証明するものの写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 利用希望者又は同居する者が、暴力団員でないこと。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、物件登録者と利用希望者との空家等の利用に関する交渉及び契約については、一切これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(遵守事項)

第11条 空家等バンクで取扱う個人情報、御前崎市個人情報保護条例(平成17年御前崎市条例第2号)の規定を遵守し、知り得た個人情報については、この告示の実施に必要な範囲においてのみ利用するものとし、他の目的に利用してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

空家等バンク登録申込書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

空家等バンク登録カード

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

承諾書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

空家等バンク登録(不登録)決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

空家等バンク登録期間更新届出書

[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

空家等バンク登録事項変更届出書

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

空家等バンク登録抹消届出書

[別紙参照]

様式第8号(第9条関係)

空家等バンク利用申込書

[別紙参照]